全 第 四 二 七 号

内閣衆質一六六第四二七号

平成十九年七月六日

衆

議

院

議

長

河

野

洋

平

殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員園田康博君提出厚生年金基金制度等に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員園田康博君提出厚生年金基金制度等に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

五 が判明した事案であると考えられるが、 国に移転し、 御指摘 年九月一日に行った確定給付企業年金法 タ上に保有する厚生年金保険被保険者原簿と厚生年金基金が保有する加入員原簿の間に齟齬があること の事案については、 確定給付企業年金へ移行することをいう。以下同じ。)の際に、社会保険庁がオンラインデ 厚生年金基金の代行返上 厚生労働省として初めてこのような事案を把握したのは、 (平成十三年法律第五十号)第百十二条第一項に基づく代行返 (厚生年金基金が厚生年金の代行部分の支給義務を

いて、 連絡調整を行い、 保険庁から当該厚生年金基金の加入員に係る記録が当該厚生年金基金に提供され、 事業主の届出に基づき、それぞれ原簿の保有者が整備することとなっているが、 社会保険庁が保有する厚生年金保険被保険者原簿及び厚生年金基金が保有する加入員原簿については、 当該記録と当該加入員原簿を突き合わせ、その間に齟齬があると判断した場合には、 その上で、 社会保険庁又は厚生年金基金において、 必要な調査を行い、 代行返上の際には、 当該厚生年金基金にお 記録の訂正を行 社会保険庁と 社 会

上

の認可

の過程においてである。

_

する厚生年金保険被保険者原票等にまでさかのぼって記録を確認し、 うこととなっている。その際に、 社会保険庁において調査を必要とする場合には、 当該厚生年金保険被保険者原 社会保険事務所が保管 簿 の訂

厚生労働省としては、当該作業を通じて、社会保険庁が保有する厚生年金保険被保険者原簿と厚生年金

正の結果を厚生年金基金に対し通知することとなっている。

基金が保有する加入員原簿及び事業主が保有する個々人のデータの間の整合性が確保されているものと考

えている。

二について

厚生労働省として把握している具体的な齟齬の事例としては、資格取得日、 資格喪失日、 標準報酬 月額、

氏名又は生年月日等の相違に係るものである。 そのうち、 社会保険庁における入力作業の誤りが原因であ

る齟齬の事例の件数については、 事務処理上、 訂正の事由を管理していないため、お答えできない。

五について

平成十九年五月一日現在において、厚生年金基金数は六百四十九であり、 その加入員数は企業年金連合

会による推計で約五百二十五万人となっている。

代行返上を行っていない厚生年金基金の加入員に関する記録については、平成十九年七月五日に

な年金記録管理体制の確立について」に基づき、平成二十年度中を目途に、 社会保険庁から、 厚生年金基

年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新た

金ごとに被保険者記録を提供し、すべての厚生年金基金においてその保有する加入員原簿との突き合わせ

を実施することとしている。